

軽自動車税の減免について



4月1日現在、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けておられる方のうち、一定級以上の障害を有する方が所有する軽自動車（原動機付自転車含む）は、申請により軽自動車税が減免されます。

申請をされる方は、次の必要書類をそろえて役場税務課で手続きを行ってください。

なお、前年度に減免を受けていた方で、その内容等に変更のない方は、「軽自動車税の減免に係る現況報告書」（税務課より送付）の提出により継続して減免されます。

詳細につきましては、事前に税務課までお問い合わせください。

●申請に必要な書類

- ①身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ②運転免許証

③自動車検査証（4月1日現在、使用者および所有者欄に登録がある者が障害者本人であること）

④印鑑（認印可）

⑤納税通知書・納付書（5月8日頃に郵送します。ただし、口座振替の方は納付書がありません。）

⑥軽自動車税減免申請書

⑦生計同一・常時介護証明書

※⑦については、身体障害者等本人以外の家族の方が運転される場合に必要です。

※⑥軽自動車税減免申請書および⑦生計同一・常時介護証明書の用紙は税務課で配布させていただきます。

●受付期限

納税通知書到着後から平成27年5月25日(月)まで（納期限7日前）

※土日および郵送等による申請のほか、受付期限後の申請は受け付けられません。

原動機付自転車および二輪車に係る税率について、適用開始が1年間延期されます

広報1月号でお知らせしました原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車については、平成27年度課税より一律に税率を引上げることとしておりましたが、平成27年度税制改正におきまして、**開始時期が1年間延期**となりました。

	車種	総排気量など	プレートの色	平成27年度 現行税率(年額)	平成28年度から 新税率(年額)
日野町ナンバー	原動機付自転車	50cc以下	白	1,000円	2,000円
		51~90cc以下	黄	1,200円	2,000円
		91~125cc以下	桃	1,600円	2,400円
	小型特殊自動車	20cc超(三輪以上)	水色	2,500円	3,700円
		農耕作業用	緑	1,600円	2,000円
		その他(フォークリフト等)	緑	4,700円	5,900円
滋賀ナンバー	二輪の軽自動車	126~250cc以下	白	2,400円	3,600円
	二輪の小型自動車	251cc~	白	4,000円	6,000円

上記の表のとおり新税率は、平成28年度から適用されますのでご注意ください。

また、軽四輪（乗用・貨物）および三輪車につきましては、広報1月号に掲載しましたとおり、新税率は平成27年度からの適用となります。あわせてご留意いただきますようお願いいたします。

車種		旧税率(年額) H27.3.31登録以前	新税率(年額) H27.4.1登録以降
軽三輪		3,100円	3,900円
軽四輪	乗用	自家用	7,200円
		営業用	5,500円
	貨物	自家用	4,000円
		営業用	3,000円

※軽自動車（四輪・三輪）の新規登録日によって、左表のいずれかの税率が適用されます。平成27年度においては、平成27年4月1日に新規登録された車両のみ、新税率が適用されます。

◆問い合わせ先

税務課 住民税担当 ☎6570